

---

## 平成 30 年度第 2 回青森市入札監視委員会 会議概要

---

### ■開催日時

---

平成 30 年 11 月 16 日（金） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 20 分

### ■開催場所

---

青森市役所第 3 庁舎 1 階 会議室 A

### ■出席委員

---

委員長	塩 谷 未 知
委員長職務代理者	成 田 俊 弘
委員	猪 原 健
委員	吉 田 英 久

### ■事務局

---

山 谷 直 大（総務部理事次長事務取扱）

長谷川 敬（浪岡事務所次長総務課長事務取扱）

三 上 智 幸（総務部参事契約課長事務取扱）

福 島 清 裕（総務部契約課副参事）

熊 谷 圭 介（総務部契約課主幹）

成 田 敬 三（浪岡事務所総務課主幹）

ほか総務部契約課、経済部地域スポーツ課、都市整備部道路維持課、教育委員会事務局中央市民センター、教育委員会事務局総務課、都市整備部公園河川課の職員

### ■議事

---

#### 1 開会

#### 2 会議

##### （1）報告事項

##### ◇入札及び契約手続の運用状況等について

事務局から配付資料に基づき報告を行った。

当該報告に対する委員からの質疑・意見はなかった。

◇建設工事に係る一抜け方式の実施について

事務局から配付資料に基づき報告を行った。

主な委員からの質疑・意見及び事務局からの回答・説明は次のとおりである。

委員（質疑・意見）	事務局（回答・説明）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・法的な根拠はあるのか。</li> <li>・全国的に採用されているのか。</li> <li>・資料にある「あらかじめ開札順を定めておき」とはどのような方法か。</li> <li>・同一日の複数の入札は発生するのか。</li> <li>・入札日はやり方によってはバラバラに恣意的に決定することも可能だが、入札日は限られているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令上、規定はない。</li> <li>・今年6月1日時点の調査で、回答があった中核市49団体中23団体で実施している。</li> <li>・例えば、同一日の入札において土木一式の建設工事が複数あるときに、予定価格が高い順に開札の順番を定めるということである。その一番目を落札した落札候補者はそれ以降の土木一式の入札に参加できない方法である。</li> <li>・発注時期にもよるが5月、6月、7月などでは、土木一式工事については、同一日に5、6件の発注が通常ある。</li> <li>・青森市の場合、通常月2回ほど入札日を設定しており、その日にまとめて入札を実施している。</li> </ul>

### ◇総合評価落札方式の結果について

事務局から配付資料に基づき報告を行った。

主な委員からの質疑・意見及び事務局からの回答・説明は次のとおりである。

委員（質疑・意見）	事務局（回答・説明）
<p>・(株)澤田建設と(株)大阪組だが価格以外の評価点が同じ理由は何か。</p>	<p>・資料⑦-2 5評価方法・評価項目等の価格以外の評価点にあるとおり、価格以外の評価点については、評価項目を定量化して、企業の施工実績、配置技術者の能力、地域貢献と大きな柱を3本立ててそれぞれに小項目としてカッコ内に記載の同種工事の施工実績、保有資格などを評価項目として定めている。(株)澤田建設と(株)大阪組の合計点がたまたま同じ得点だったので価格以外の評価点が同点かつ、入札金額が同額ということで結果的に同一の評価値となったものである。</p>
<p>・評価点の配分は業者もわかっているのか。</p>	<p>・評価項目別の評価点を表形式にした「総合評価落札方式の試行運用の手引き」をホームページで公開している。</p>
<p>・(株)澤田建設と(株)大阪組は各項目の得点が全く同じ点なのか、違っていたのか。</p>	<p>・各項目は違っていたが結果的に合計で同点となったものである。</p>
<p>・同じようなケースが4番と5番、6番と7番等複数ある。入札金額が同額になっているので価格以外の評価点で差がつかないと結局最後はくじで決まってしまう。くじを行うのであればこれを導入した意味があるのかどうか。小数点以下3位まで一致するというのはなかなか想定できないところであり、評価項目についてはいろいろなケースの検討が必要なのではないか。</p>	<p>・今回の入札は総合評価落札方式のうちの特別簡易型という方式を採用しており、評価項目自体を定量化し評価項目自体をあまりむずかしくしてはいない。特別簡易型についてはこのような傾向になるのが致し方ないと考えている。今は試行の段階なので今回の結果を踏まえて評価項目について今後検討する。</p>

#### ◇指名停止措置等の運用状況について

事務局から配付資料に基づき報告を行った。

主な委員からの質疑・意見及び事務局からの回答・説明は次のとおりである。

委員（質疑・意見）	事務局（回答・説明）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・(株)総合不動産鑑定のは、青森県にも入札監視委員会があるが委員会で発見されたのか、それとも青森県警に情報提供があったのか、その辺の経緯を把握されているのか。</li> <li>・青森市で入札への参加、落札はあったのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞報道以外の情報がなく、経緯等は把握していない。</li> <li>・毎年数件の入札の実績がある。平成28年度は契約の実績が1件ある。</li> </ul>

#### (2) 審議事項

##### ◇抽出事案（その1）について

#### 『青森市スポーツ会館多目的広場天然芝グラウンド部分張替工事』（条件付き一般競争入札）

当該事案について、事務局から配付資料に基づき説明を行い、委員による審議の結果、入札参加資格、入札経過等について、特に問題となるような点は見受けられなかった。

主な委員からの質疑・意見及び事務局からの回答・説明は次のとおりである。

委員（質疑・意見）	事務局（回答・説明）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・NO.14まで同額でのくじ引きだが、最低制限価格あるいは最低制限率は公表されているのか。</li> <li>・予定価格の同額はわかるが、最低制限価格は予定価格をさらに下げているわけで、ほかの抽出事案の資料をみても最低制限価格、率は皆違うので積算ソフトではわからない何かがあるのではないか。</li> <li>・最低制限価格の率は何に書いてあるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公表はしていない。これまでも会議の中でくじ引きの話はよくでていますが、造園についても専用のソフト等を使って設計金額を算出しやすい業種になっているので、結果としてNO.1の業者からNO.14までの業者が同額となったという結果となった。</li> <li>・最低制限価格は公表していないが、最低制限価格を計算する率を公表しているので結果的に算出できる環境が整っているという状況である。</li> <li>・「青森市最低制限価格制度要綱」に記載がある。その中で一般管理費の何パーセントとかの算定式をホームページで公表</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・無効とはどのようなことか。</li> <li>・形式審査で無効となった封筒は開封しないのか。</li> <li>・(有)三内造園土木はこの郵便入札のほかに抽出案件(その3)でも無効となっている。形式審査で無効とならないための対策はしてあるのか。</li> </ul>	<p>している、それに合わせると最低制限価格の算定も可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この入札は郵便入札であるのでまずは形式審査を行うこととなる。封筒に工事の件名の記載がない場合や郵送方法が違っている場合は、開封せず無効の判断をする。入札立会人にも無効の内容を説明しての決定である。</li> <li>・開封しない。</li> <li>・平成30年10月以降に公告を行う建設工事に係る入札案件から、電子入札の適用業種拡大を実施した。造園も郵便入札ではなく電子入札で執行することとなったので、このような間違いは今後なくなる見込みである。</li> </ul>
---	--

◇抽出事案（その2）について

『東部市民センター外煙突アスベスト含有断熱材封じ込め工事』（条件付き一般競争入札）

当該事案について、事務局から配付資料に基づき説明を行い、委員による審議の結果、入札参加資格、入札経過等について、特に問題となるような点は見受けられなかった。

主な委員からの質疑・意見及び事務局からの回答・説明は次のとおりである。

委員（質疑・意見）	事務局（回答・説明）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本ライナー(株)の無効理由は何か。</li> <li>・アスベスト工事はほぼ終わりに近づいているかはわからないが、今回の結果をみると応札できる企業が限られ3者と少ない。応札できる企業の裾野を広げるなど検討の余地があるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札額が予定価格を上回ったための無効である。</li> <li>・対応が可能か検討する。</li> </ul>

◇抽出事案（その3）について

『都市公園施設整備（30-1）工事』（条件付き一般競争入札）

当該事案について、事務局から配付資料に基づき説明を行い、委員による審議の結果、入札参加資格、入札経過等について、特に問題となるような点は見受けられなかった。

主な委員からの質疑・意見及び事務局からの回答・説明は次のとおりである。

委員（質疑・意見）	事務局（回答・説明）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札額が NO.1から9までと NO.10、11と2種類となっている。談合でないとすれば企業の競争力も違うはずなのでくじが多いのは少し検討の余地がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先ほど説明した総合評価落札方式だが、現在は試行により土木一式工事のみ導入しているが、検証結果を踏まえて業種の拡大も検討することとしている。先にはなるが造園なども総合評価落札方式の対象にもなることも想定されるのでくじ引きは減少すると思われる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・無効業者には無効理由を説明しているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その都度説明している。郵便入札は記載誤りが多々あるので、ホームページでも記載方法について解説している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・NO.13の業者の辞退届けの理由は何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほかの工事を受注したとか、ほかの工事の下請けに入って技術者の配置ができないという外的要因が考えられるものの明確な理由は把握していない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・辞退届は一般競争入札をしたあとに提出されるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開札前の提出である。郵便入札なので郵便の入札書が届いているがそのほかに辞退届が届いている状態である。</li> </ul>

#### ◇抽出事案（その4）について

##### 『青森市立浪岡中学校地下貯油槽漏洩防止対策工事』（指名競争入札）

当該事案について、事務局から配付資料に基づき説明を行い、委員による審議の結果、指名の経緯、入札経過等について、特に問題となるような点は見受けられなかった。

主な委員からの質疑・意見及び事務局からの回答・説明は次のとおりである。

委員（質疑・意見）	事務局（回答・説明）
<ul style="list-style-type: none"><li>・学校別の発注になっている理由は何か。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・各学校の地下に地下タンクがあり、工事現場が学校別に離れているので別々で発注している。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・工事現場が青森地区と浪岡地区の入札があるが現場の距離が違うので積算内容も違ってくると思われる。入札後の事後処理で経費配分等の積算内訳を求めるのか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・入札時に工事費内訳書の提出はあるが、予定価格の範囲以内での入札ですので落札決定の判断材料としての追加提出はない。</li></ul>

#### ◇報告事項と審議事項の総括

委員から付された主な意見は次のとおりである。

委員（意見）
<ul style="list-style-type: none"><li>・総合評価落札方式については、小数点第3位まで同じになるのであれば、総合評価の意味が問われかねないので、評価方法については検討の余地があるのではないか。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・契約額は安ければいいというものではない。地域の建設業者の維持の観点から、企業の調達力や工夫が活かされるような競争状況が入ってくればいいと考えるので、その辺も検討の余地があるのではないか。</li></ul>

#### (3) その他

##### ◇青森市入札監視委員会委員の任期について

委員の任期は平成31年5月8日まで。

例年5月と11月の年2回会議を開催するので、通例に従うと今任期中の会議は今回が最後となる可能性がある。

### 3 閉会